

子育て世帯への臨時特別給付金（新島村）

支給に当たっての注意事項【一般支給対象者向け】

【支給対象者について】

- 令和2年4月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。
- ※ 令和2年4月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。
「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。
- ・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
 2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。
- ※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和2年4月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。
- 監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方でも、令和2年3月分の児童手当の支給を受けることをもって、支給対象者とします。
 - 令和2年4月分（又は3月分）の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。

- また、令和2年4月分の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。詳細は、現在お住まいの市町村に問い合わせてください。

【対象児童について】

- 以下の子供を対象児童とします。
 - ・令和2年4月分の児童手当の対象となっている子供
 - ・上記のほか、同年3月分の児童手当の対象となっている子供（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、4月分の児童手当の対象となっていない子供に限ります。）
- 児童養護施設等へ入所中の子供については、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり10,000円です。

【申請について】

- 支給を受ける場合には、申請は不要です。

※ 給付金の受給を辞退される方や児童手当の振込先口座を解約されている方は届出が必要です。

【支給先について】

- 児童手当の指定口座にお振込みいたします。
- 児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の口座変更手続きをしてください。
- 監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方で、児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り、「支給先口座届出書」に必要事項を記載の上、子育て世帯への臨時特別給付金の支給先口座の届出をしてください。

【受給の辞退について】

- 給付金の受給を辞退する場合は、令和2年4月分の児童手当を支給する市区町村に届け出てください。令和2年4月1日以降に転入された方は、令和2年4月分の児童手当を支給する市区町村（転入前の市区町村）が届出先になりますのでご注意ください。

【受給の辞退の方法について】

- 「子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書」に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、郵送又は民生課窓口に提出してください。
 - ※ 届出書を提出される際は本人確認書類を添付してください。(健康保険証・運転免許証の写し等)
 - ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、郵送による申請をお願いいたします。
 - ※ 子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書は、新島村ホームページの「子育て世帯への臨時特別給付金」のページから届出書をダウンロードしていただくか、民生課にお電話にてお取り寄せください。
- 届出期限は次のとおりです。

届出期限：6月1日（月） ※ 当日消印有効

【新島村からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、新島村から問合せを行うことがあります、A T M（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めるることは、絶対にありません。
- もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに新島村民生課又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- 支給対象者に対し、令和2年3月31日時点において新島村が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和2年12月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金を支給されません。
- DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

新島村役場
民生課福祉介護係（児童福祉担当）
電話：04992-5-0243（直通）